

◇行政不服審査法（平成 26・6・13 法律第 68 号）

行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の全部改正

1 総則

(一) 目的等 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする（第 1 条第 1 項）。

行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」という。）に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる（第 1 条第 2 項）。

(二) 審査請求

(1) 処分についての審査請求 行政庁の処分に不服がある者は、審査請求をすることができる（第 2 条）。

(2) 不作為についての審査請求 法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、当該不作為についての審査請求をすることができる（第 3 条）。

(3) 審査請求をすべき行政庁 審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、原則として、処分庁等（処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）をいう。以下同じ。）に上級行政庁がない場合には当該処分庁等に、処分庁等に上級行政庁がある場合には当該処分庁等の最上級行政庁に対してするものとする（第 4 条）。

(三) 再調査の請求

(1) 行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときは、当該処分に不服がある者は、当該処分について(二)(1)により審査請求をした場合を除き、処分庁に対して再調査の請求をすることができる（第 5 条第 1 項）。

(2) (1)により再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても処分庁が決定をしない場合等を除き、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることができない（第 5 条第 2 項）。

- (四) 再審査請求 行政庁の処分につき法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合には、当該処分についての審査請求の裁決（以下「原裁決」という。）に不服がある者は、当該法律に定める行政庁に対して再審査請求をすることができる（第6条）。
- (五) 適用除外等
- (1) この法律に定める審査請求の手続を適用することが適当でない処分及びその不作為については、(二)(1)及び(2)は、適用しない（第7条第1項）。
- (2) 国の機関又は地方公共団体その他の公共団体若しくはその機関に対する処分であつて、これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の相手方となるもの及びその不作為については、この法律の規定は、適用しない（第7条第2項）。
- (3) (1)及び(2)の規定は、(1)及び(2)により審査請求をすることができない処分又は不作為につき、別に法令で当該処分又は不作為の性質に応じた不服申立ての制度を設けることを妨げない（第8条）。

2 審査請求

(一) 審査庁及び審理関係人

- (1) 審理員 審査請求がされた行政庁（以下「審査庁」という。）は、審査庁が優れた識見を有するもので構成される合議制の機関である場合等を除き、審査庁に所属する職員のうちから(三)に規定する審理手続を行う者（以下「審理員」という。）を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等に通知しなければならない（第9条第1項。審理員の除斥事由につき同条第2項から第4項まで）。
- (2) 代理人による審査請求 審査請求は、代理人によってすることができ、代理人は、審査請求の取下げを除き、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる（第12条）。
- (3) 参加人 利害関係人（審査請求人以外の者であつて審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。）は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる（第13条）。
- (4) 標準審理期間 審査庁となるべき行政庁は、審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、公にしておかななければならない（第16条）。
- (5) 審査員となるべき者の名簿 審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿を作成するよう努めるとともに、これを作成したときは、公にしておかななければならない（第17条）。

(二) 審査請求の手続

- (1) 審査請求期間 処分についての審査請求は、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して1月）又は処分（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない（第18条）。
- (2) 審査請求書の提出等 審査請求は、他の法律に口頭であることができる旨の定めがある場合を除き、審査請求書を提出してしなければならない（第19条第1項。審査請求書に記載する事項につき同条第2項から第5項。口頭で審査請求をする場合における手続及び処分庁等を経由してする審査請求につき第20条及び第21条）。
- (3) 誤った教示をした場合の救済 処分庁が誤って審査請求をすべき行政庁でない行政庁を審査請求をすべき行政庁として教示し、その教示された行政庁に書面で審査請求がなされたときは、当該行政庁は、速やかに、審査請求書を処分庁又は審査庁となるべき行政庁に送付し、その旨を審査請求人に通知しなければならない（審査請求書を送付された処分庁は、速やかに、審査請求書を審査庁となるべき行政庁に送付し、その旨を審査請求人に通知しなければならない）。これにより審査請求書が審査庁となるべき行政庁に送付されたときは、初めから審査庁となるべき行政庁に審査請求されたものとみなされる（第22条第1項、第2項及び第5項。再調査の請求をすることができない処分につき処分庁が誤って再調査の請求をすることができる旨を教示した場合及び再調査の請求をすることができる処分につき処分庁が誤って審査請求をすることができる旨を教示しなかった場合の救済について、第22条第3項及び第4項）。
- (4) 審査請求書の補正 審査請求書が(2)の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならないが、その期間内に不備を補正しないときは、審査庁は、(三)に規定する審理手続を経ないで、裁決で、当該審査請求を却下することができる（第23条及び第24条）。
- (5) 執行停止 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない（第25条第1項）。
- 審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立て等により、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をとることができ、審査請求人の申立てがあった場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときを除き、執行停止をしなければならない（第25条第2項から第6項まで）。

執行停止の申立てがあつたとき、又は審理員から執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない（第25条第7項及び第40条）。

執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかとなつたとき、その他事情が変更したときは、審査庁は、その執行停止を取り消すことができる（第26条）。

- (6) 審査請求の取下げ 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる（第27条）。

(三) 審理手続

- (1) 審理手続の計画的進行 審査請求人、参加人（(一)(3)により審査請求に参加する者をいう。以下同じ。）及び処分庁等（以下「審理関係人」という。）並びに審理員は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない（第28条）。

- (2) 弁明書の提出 審理員は、審査庁から指名されたときは、処分庁等が審査庁である場合を除き、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならないが、処分庁等に対し、相当な期間を定めて、弁明書の提出を求めるものとする（第29条第1項及び第2項。弁明書に記載する事項等及び審理関係人への送付について、同条第3項から第5項まで）。

- (3) 反論書等の提出 審査請求人は(2)により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面を、参加人は審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面を、それぞれ提出することができる（第30条）。

- (4) 口頭意見陳述 審査請求人又は参加人の申立てがあつた場合には、審理員は、原則として、当該申立てをした者（以下「申立人」という。）に口頭意見陳述の機会を与えなければならないが、口頭意見陳述に際し、申立人は、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して質問を発することができる（第31条）。

- (5) 証拠書類等の提出等 審査請求人又は参加人は証拠書類又は証拠物を、処分庁等は当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を、それぞれ提出することができるが、審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、提出された物件を留め置くことができる（第32条及び第33条）。

- (6) 証拠調べ 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に参考人としてその知っている事実の陳述若しくは鑑定を求め、必要な場所につき検証をし、又は審査請求に係る事件に関し審理関係人に質問することができる（第34条から第36条まで）。

- (7) 審理手続の計画的遂行 審理員は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情によ

り、迅速かつ公正な審理を行うため、審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる（第37条）。

(8) 証拠書類等の閲覧 審査請求人又は参加人は、審理手続が終結するまでの間、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときを除き、審理員に提出された書類その他の物件の閲覧又は写し等の交付を求めることができる（第38条）。

(9) 審理手続の併合又は分離 審理員は、必要があると認める場合には、数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することができる（第39条）。

(10) 審理手続の終結 審理員は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとし、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書（以下「審理員意見書」という。）を作成し、速やかに、事件記録とともに、審査庁に提出しなければならない（第41条及び第42条）。

(四) 行政不服審査会等への諮問 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、審査請求に係る処分若しくは審査請求の裁決の際に優れた識見を有する委員で構成される合議制の機関等の議を経た場合、審査請求人が諮問を希望しない場合、行政不服審査会等（行政不服審査会又は5(二)(1)又は(2)の機関をいう。以下同じ）によって諮問を要しないものと認められたものである場合、審査請求を却下する場合又は審査請求の全部を認容する場合を除き、審査庁が主任の大臣等である場合にあつては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長である場合にあつては5(二)(1)又は(2)の機関に、それぞれ諮問しなければならない（第43条）。

(五) 裁決

(1) 裁決の時期 審査庁は、行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき等は、遅滞なく、裁決をしなければならない（第44条）。

(2) 審査請求の却下又は棄却

① 審査請求が不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下するものとし、審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する（第45条第1項及び第2項。不作為についての審査請求の裁決について第49条第1項及び第2項）。

② 審査請求に係る処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該処分についての審査請求を棄却することができるものとし、この場合には、審査庁は、裁決の主文で、当該処分が違法又は不当で

あることを宣言しなければならない（第45条第3項）。

(3) 審査請求の認容

- ① 処分（事実上の行為については③）についての審査請求が理由がある場合（(2)②の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する（第46条第1項）。
- ② ①により法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分の全部又は一部を取り消す場合において、処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該処分庁に対し当該処分をすべき旨を命じ、又は当該処分をする措置をとるものとする（第46条第2項から第4項まで）。
- ③ 事実上の行為についての審査請求が理由がある場合（(2)②の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、審査庁が処分庁以外の場合は、当該処分庁に対し当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すべき旨を命じ、審査庁が処分庁の場合は、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更する措置をとるものとする（第47条）。
- ④ ①又は③の場合において、審査庁は、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実行為を変更すべき旨を命じ、若しくはこれを変更することはできず、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもないときは、当該処分を変更し、又は当該事実上の行為を変更すべき旨を命ずることはできない（第46条第1項ただし書、第47条ただし書及び第48条）。
- ⑤ 不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、不作為庁の上級行政庁又は不作為庁である審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該不作為庁に対し当該処分をすべき旨を命じ、又は当該処分をする措置をとる（第49条第3項から第5項まで）。

- (4) 裁決の拘束力 裁決は、関係行政庁を拘束し、申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し若しくは棄却した処分が裁決で取り消された場合には、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない（第52条第1項及び第2項。裁決の方式について第50条、裁決の効力発生について第51条、提出書類等の返還について第53条）。

3 再調査の請求

- (一) 再調査の請求期間 再調査の請求は、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したとき又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない（第54条）。
- (二) 誤った教示をした場合の救済 再調査の請求をすることができる処分につき処分庁が誤って再調査の請求をすることができる旨を教示しなかった場合、審査庁は、速やかに、審査請求書又は審査請求録取書を処分庁に送付しなければならない、処分庁は、速やかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない（第55条第1項及び第2項）。審査請求書又は審査請求録取書が処分庁に送付されたときは、初めから処分庁に再調査の請求がされたものとみなす（第55条第3項）。
- (三) 再調査の請求についての決定を経ずに審査請求がされた場合 1(三)(2)により再調査の請求についての決定を経ずに審査請求がされたときは、再調査の請求は、取り下げられたものとみなす（第56条）。
- (四) 3月後の教示 処分庁は、再調査の請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても当該再調査の請求に係属しているときは、遅滞なく、当該処分について直ちに審査請求をすることができる旨を書面でその再調査の請求人に教示しなければならない（第57条）。
- (五) 再調査の請求の決定
- (1) 請求の却下又は棄却の決定 再調査の請求が不適法である場合には、処分庁は、決定で、当該再調査の請求を却下するものとし、再調査の請求が理由がない場合には、処分庁は、決定で、当該再調査の請求を棄却する（第58条）。
- (2) 請求の認容の決定 再調査の請求が理由がある場合には、処分庁は、決定で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、若しくは撤廃し、又はこれを変更するものとする。この場合において、処分庁は、再調査の請求人の不利益に当該処分を変更することはできない（第59条）。
- (六) 審査請求に関する規定の準用 審査請求に関する規定は、一部を除き、再調査の請求について準用する（第61条）。

4 再審査請求

- (一) 再審査請求期間 再審査請求は、正当な理由があるときを除き、原裁判があったことを知った日の翌日から起算して1月又は原裁判があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない（第62条）。
- (二) 裁判書の送付 審理員又は委員会等である再審査庁（他の法律の規定により再審査請求がされた行政庁をいう。以下同じ。）は、原裁判をした行政庁に対し、原裁判に係る裁判書の送付を求めるものとする（第63条）。
- (三) 再審査請求の裁判
- (1) 請求の却下又は棄却の裁判 再審査請求が不適法である場合には、再審査庁

は、裁決で、当該再審査請求を却下するものとし、再審査請求が理由がない場合等には、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を棄却する（第64条）。

- (2) 請求の認容の裁決 再審査請求が理由がある場合には、再審査庁は、裁決で、当該原裁決等（事実上の行為を除く。）の全部若しくは一部を取り消し、又は当該事実上の行為の全部又は一部を撤廃すべき旨を命ずる（第65条）。
- (3) 審査請求に関する規定の準用 審査請求に関する規定は、再審査請求について準用する（第66条）。

5 行政不服審査会等

(一) 行政不服審査会

- (1) 設置 総務省に、行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置き、審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する（第67条）。
- (2) 組織 審査会は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する委員9人で構成する（第68条及び第69条。その他、審査会の組織について、第70条から第73条まで）。
- (3) 審査会の調査審議の手續（第74条から第79条まで）

(二) 地方公共団体に置かれる機関

- (1) 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く（第81条第1項）。
- (2) (1)にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み(1)の機関を置くことが不相当又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関を置くこととすることができる（第81条第2項）。
- (3) 審査会の調査審議の手續の規定は、(1)又は(2)の機関について準用する（第81条第3項）。

6 補則

- (一) 不服申立てをすべき行政庁の教示 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立てをすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない（第82条。教示及び行政庁が教示をしなかった場合の不服申立てについて、第83条）。
- (二) 情報の提供 審査請求、再調査の請求若しくは再審査請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下「不服申立て」と総称する。）につき裁決、決定その他の処分

(以下「裁決等」という。)をする権限を有する行政庁は、不服申立てをしようとする者又は不服申立てをした者の求めに応じ、不服申立書の記載に関する事項その他の不服申立てに必要な情報の提供に努めなければならない(第84条)。

(三) 公表 不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁は、当該行政庁がした裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならない(第85条)。

(四) 政令委任 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める(第86条)。

(五) 罰則 守秘義務に違反した審査会の委員に対しては罰則が科せられる(第87条)。

この法律は、原則として、平成28年6月12日までに政令で定める日から施行される(附則第1条)。

◇行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26・6・13法律第69号)

行政不服審査法の施行に伴う、関係法律の改正

(一) 不服申立てに対する裁決を経た後でなければ訴えを提起することができないこととする規定について、一定の場合を除き廃止した。

自衛隊法(昭和29法165)第105条第11項(第9項の改正)

都市計画法(昭和43法100)第52条の削除

建築基準法(昭和25法201)第96条の削除

戸籍法(昭和22法224)第125条の削除

労働者災害補償保険法(昭和22法50)第41条の削除〔略部分〕

特許法(昭和34法121)第184条の2の削除

*以下の法令の不服申立前置は存置された。

弁護士法(昭和24法205)第16条第1項第3項〔略部分〕,第61条第2項〔略部分〕

国家公務員法(昭和22法120)第92条の2(第103条第6項において準用する場合を含む)

地方自治法(昭和22法67)第127条第4項,第229条第6項,第231条の

3 第9項

地方公務員法（昭和26法261）第51条の2

自衛隊法（昭和29法165）第50条の2〔略部分〕

労働者災害補償保険法（昭和22法50）第40条〔略部分〕

生活保護法（昭和25法144）第69条〔略部分〕

特許法（昭和34法121）第178条第6項

(二) 審査請求及び異議申立てを審査請求に一元化すること等に伴い規定の整備を行った。

この法律は、行政不服審査法の施行の日から施行する（附則第1条）。